

申告 関連情報

⚠ 公的年金等の源泉徴収票は確定申告で必要です

日本年金機構から、「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬に対象者へ郵送されます。

源泉徴収票には、**支払われた年金の額や源泉徴収された所得税額が記載**されています。確定申告をするときや、源泉徴収された所得税の還付を受けるときに必要となります。大切に保管してください。

☑ 令和4年中に厚生年金・国民年金の「老齢年金」などを受給した人（遺族年金・障害年金は税金がかか

らないため源泉徴収票は送られません）

☎ 紛失した場合は再交付できます。大宮年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。

☎ ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165[ナビダイヤル]、

050 から始まる電話の場合 ☎ 03-6700-1165)

大宮年金事務所 (☎ 048-652-3399)

※自動音声案内「1」を選択、その後「2」を選択

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の控除

令和4年中に納付した上記保険税(料)は、**所得税および市民税・県民税の社会保険料控除の対象**となります。控除対象額は下記の方法で確認してください。なお、**納付方法によって控除を受けることができる人が異なります。**

納付方法	特別徴収（年金からの天引き）	普通徴収（納付書または口座振替）
年間に納付した保険税(料)額	日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票(上記)」に記載されています。	領収書や通帳の口座振替の記帳を確認してください。
控除を受けることができる人	被保険者本人のみ	・被保険者本人 ・生計を一にする配偶者か親族で保険税(料)を納付した人

納付確認書を発行できます

確定申告や市民税・県民税申告などで、各保険料(税)の納付金額の確認が必要な人は、身分確認ができる証明書を持参し、下記担当へご相談ください。

☎ 国民健康保険税…保険年金課国民健康保険担当 (☎ 594-5541)、後期高齢者医療保険料…保険年金課後期高齢者医療担当 (☎ 594-5542)、介護保険料…高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)

要介護認定を受けている人の控除

確定申告や市民税・県民税申告の際、**高齢介護課が発行する書類を添付または提示することで、以下の控除を受けることができます。**必要とする場合は、高齢介護課へ申請してください。

● 障害者控除

必要書類：障害者控除対象者認定通知書

12月31日現在65歳以上で、要介護1～5の認定を受けている場合、障害者手帳がなくとも控除対象となる場合があります。

※介護認定時の審査内容により、対象外の場合があります。

● おむつ代の医療費控除

必要書類：主治医意見書の記載内容確認書

要介護認定を受けていて、2年目以降継続してこの控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、控除資料として添付・提示することができます。

※主治医意見書に尿失禁などの記載がない場合は対象外。

注意事項

・代理人が申請する場合は、代理人選任届が必要です。

・各書類の発行は原則として**即日対応はしていません。**必要な場合は時間に余裕をもって申請してください。

☎ 高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)